

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせは10面をご覧ください。

お知らせ



65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または

納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問 保健福祉課(介護保険)
☎ 6774-98859

4月からの各種保険料、手当について

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和4年4月分から手当月額が次のとおり改定されます。

手当の名称	改定内容
① 特別児童扶養手当(1級)	52,500円 → 52,400円
② 特別児童扶養手当(2級)	34,970円 → 34,900円
③ 特別障がい者手当	27,350円 → 27,300円
④ 障がい児福祉手当	14,880円 → 14,850円
⑤ 経過的福祉手当	14,880円 → 14,850円

※①・②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
※③・④は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎ 6774-98857

児童扶養手当の支給月額額の改定

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律に基づき、令和4年4月分から全国消費者物価指数を基に手当月額が次のように改定されます。現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当月額のお知らせを送付します。

	全部支給	一部支給
児童1人目	43,160円 → 43,070円	43,150円~10,180円 → 43,060円~10,160円
児童2人目	10,190円 → 10,170円	10,180円~5,100円 → 10,160円~5,090円
児童3人以上以降	6,110円 → 6,100円	6,100円~3,060円 → 6,090円~3,050円

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎ 6774-98857

緊急通報システムをご存じですか?

大阪市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または身体に重度の障がいがある方などを対象に、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施しています。

令和4年度から従来の固定型の緊急通報機器に加え、固定電話を必要とせず、自宅内で持ち運び可能な携帯型の機器も新たに導入することになりました。

現在、固定型機器をご利用で携帯型機器に変更する場合も手続きが必要とせず、

費用/前年所得税非課税世帯は無料(課税世帯は費用負担あり)

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎ 6774-98857



携帯型機器

天王寺税務署

堂ヶ芝2-11-25
☎ 6772-11281

令和3年分確定申告の振替日のご案内

■振替納税をご利用の方へ
申告所得税及び復興特別所得税
振替日/4月21日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税
振替日/4月26日(火)

延納届出をされた方へ

申告所得税及び復興特別所得税の延納分の納期限は、5月31日(火)です。

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCAT5階
☎ 4397-2948(代表)
FAX 4397-2905

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は5月2日(月)です

問 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、なんば市税事務所

固定資産税グループ
☎ 4397-2957(土地)、4397-2958(家屋)

固定資産税償却資産については、船場法人市税事務所

固定資産税(償却資産)グループ
☎ 4705-2941
FAX 4705-2905



今月の各種無料相談会

※相談時はマスクの着用をお願いします。体調不良の方は来庁を控えてください。

■日曜法律相談
日時/4月24日(日)
9時30分~13時30分

場所/都島区役所
(都島区中野町2-16-20)

阿倍野区役所
(阿倍野区文の里1-1-40)

対象/市内在住の方
定員/各16組(申込先着順)

相談時間/1組30分以内
予約受付/4月21日(木)、22日(金)
9時30分~12時

予約専用/☎ 6208-8805
問 大阪市総合コールセンター

「なにわコール」
☎ 4301-7285

8時~21時(年中無休)

弁護士による

「離婚・養育費」法律相談

離婚や養育費に関して、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスをいたします。

日時/4月21日(木)14時~17時
場所/区役所内会議室(予定)

相談時間/1組45分以内
定員/4組(申込先着順)

申込/4月14日(木)9時から電話
問 保健福祉課(福祉サービス)
☎ 6774-98857

■区役所で行う無料相談
対象/市内在住の方

相談時間/1組30分以内

	実施日	時間	受付
弁護士による法律相談 ^予	5日(火)、13日(水)、21日(木)、22日(金)	13:00~17:00	区役所6階 61番窓口
社会保険労務士相談★	11日(月)		
不動産相談★	(不動産協会) 7日(木)	13:00~16:00 (受付は15:30まで)	区役所1階 区民情報コーナー
	(宅建協会) 12日(火)、19日(火)		
税理士相談★	20日(水)		
司法書士相談★	26日(火)		
行政書士相談★	27日(水)		

予…要予約(相談日当日9:00から先着順で電話予約) ※定員8組、相談時間の指定はできません。
★相談をご希望の方が多数おられる場合は、12:50ごろより1階受付場所にて番号札をお配りします。

問 事業戦略室(広報広報)
☎ 6774-96833

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>